

建設工事にかかる最低制限価格の改正について

令和7年4月1日

綾部市では、建設工事におけるダンピングや下請業者へのしわ寄せ防止、さらには品質確保の観点から、建設工事の入札において最低制限価格を設定しているところですが、令和7年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う案件について、最低制限価格の算出式を下記のとおり改正し、適用することとしましたのでお知らせします。

一般土木工事等					No.
工事の種類	① 直接工事費に 区分するもの	② 共通仮設費に 区分するもの	③ 現場管理費に 区分するもの	④ 一般管理費等に 区分するもの	
一般土木工事等	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	1
最低制限価格	①×0.97 ②×0.90 ③×0.90 ④×0.68 の合計額				
	・設定範囲: 予定価格の7.5/10 ~ 9.2/10				
	・中央公契連モデルに準拠				

一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等							No.
工事の種類別		費目	① 直接工事費に 区分するもの	② 共通仮設費に 区分するもの	③ 現場管理費に 区分するもの	④ 一般管理費等に 区分するもの	
土木	鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等	2
	土木電気通信 設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)	3
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等	
	土木機械設備 工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等	4
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等	
	建築	建築工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費等
建築機械設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費等	6	
建築電気設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費等	7	
昇降機設備工事等、製造部門 を持つ専門工事企業対象工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費等	8	
建築に係る解体工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費等	9	
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1	10
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等	
最低制限価格			①×0.97 ②×0.90 ③×0.90 ④×0.68 の合計額				
			・設定範囲: 予定価格の7.5/10 ～ 9.2/10				
			・中央公契連モデルに準拠				

※最低制限価格の算出方法や端数処理等について

- ①×0.97、②×0.90、③×0.90、④×0.68は、それぞれ、1円止め(切り捨て)とします。
- 最低制限価格は、千円止め(切り捨て)とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は、千円未満を切り上げて千円単位とします。
- 最低制限価格の設定にあたり、1件の工事で複数の工事価格を含む場合は、それぞれ工事価格毎に算出された金額に対し端数処理を行った額の合計額を、最低制限価格とします。
- 最低制限価格の設定にあたり、複数に分けて契約する工事で、設計額を異なる諸経費で別々に算出している場合は、それぞれ工事毎に算出された金額に対し端数処理を行った額の合計額を、最低制限価格とします。[例: 公共下水道管渠築造工事、公共下水道関連配水管布設替工事]
- 最低制限価格の設定にあたり、複数に分けて契約する工事で、設計額を諸経費合算して算出している場合は、合算して算出された額を、最低制限価格とします。[例: 公共下水道舗装復旧工事、公共下水道関連舗装復旧工事]
- 最低制限価格の設定にあたり、複数に分けて契約する工事で、設計額を諸経費合算して算出していない場合は、それぞれ工事毎に算出された金額に対し端数処理を行った額の合計額を、最低制限価格とします。